

## 武雄都市計画特別用途地区の変更（武雄市決定）

既存の都市計画特別用途地区（白岩運動公園地区）に加え、新たに都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種類	面積	備考
大規模集客施設制限地区	約 90 ha	（建築してはならない建築物） 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブ又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理由

武雄市では、用途地域の見直しを進めており、武雄東部地区や道の駅周辺地区、北方地区の3地区においては、用途白地地域から近隣商業地域や準工業地域への見直しを行うこととしており、見直しに伴い、大規模集客施設の立地が可能となります。

一方で、武雄市では武雄市都市計画マスタープランを策定するなど、コンパクトなまちづくりを推進することとしており、広域から多くの人々を集め、周辺の道路や住環境に大きな影響を与える大規模集客施設の立地は、適正に誘導する必要があります。

そのため、用途地域の変更にあわせて特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を都市計画に定めます。